

第29回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年8月6日(金)午後2時02分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員15名
- 4 出席委員 13名
 - 1番 小倉哲也
 - 2番 山寄和雄
 - 3番 栗原寛光
 - 6番 石川和利
 - 7番 石渡正明
 - 8番 関 巖
 - 9番 渡邊美代子
 - 10番 田中幸一
 - 11番 切替一弥
 - 12番 渡辺義一
 - 13番 注連野千佳代
 - 14番 時田善夫
 - 15番 中山 明
- 5 欠席委員 2名
 - 4番 陸野光男
 - 5番 小泉勝彦
- 6 出席事務局職員 4名
 - 斉藤事務局長
 - 鈴木主幹
 - 山田主査
 - 高橋副主査

◎開 会

令和3年8月6日午後2時02分 開会

○事務局長（斉藤明博君） 本日はお忙しい中、農業委員会総会にご出席いただき、ありがとうございます。
ます。

本来であれば、開会に当たり会長からご挨拶を頂戴するところでございますが、本日臨時議会が開催されており、そちらへ会長が出席しておられるため欠席となっております。そのため、会長職務代理からご挨拶をお願いいたします。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 皆さん、こんにちは。本日は、会長が職務のため不在でありますので、私が代理を務めさせていただきます。不慣れなのですが、スムーズな進行に努めたいと思っています。よろしくお願いいたします。

オリンピック、連日のメダルで私も楽しみに観戦しております。選手の頑張りに元気をもらっておりまして、連日の暑さですが、負けずにこちらも頑張ってみましょう。

それでは、始めたいと思います。

○事務局長（斉藤明博君） ありがとうございます。

総会の議長は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第2項の規定により、注連野会長職務代理をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） ただいまより、第29回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、15名中13名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。4番、陸野光男委員、5番、小泉勝彦委員。

◎議事録署名委員の指名

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

1番、小倉哲也委員、2番、山寄和雄委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和3年7月15日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、市内在住の個人から売買により農地の所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、地元から離れていて管理できないため、以前から耕作をお願いしていた譲受人に売却したいとのことです。譲受人は、以前から自身の所有地と一体で耕作をしていたため、譲渡人の申出により購入したいとのことです。

総会資料1ページの位置図及び2ページの現地写真を御覧ください。場所は、下新田字国一田です。現地を確認したところ、現地は水田として耕作されていました。

総会資料3ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

全部効率利用要件につきましては、非耕作地がありますが、ぬかる田んぼのため農機具が沈んでしまい、耕作が困難なため保全管理のみを行っている農地であり、問題はございません。

農機具等については、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で270日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、非耕作地を除いた耕作面積は193アールとなるため、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、地区担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、中山明委員。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。7月の26日午後3時頃、事務局の山田君と2人で現場を見に行きまして、譲受人が前から耕作している田んぼでございますので、今、先ほど事務局の山田君が言ったとおり、譲渡人のほうが遠方でなかなか管理できないということで、ぜひ買って欲しいということだったので、別に問題ないと思いますので、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和3年7月16日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、市内在住の個人が、市内在住の個人から贈与により農地の所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、高齢で体調も悪くなり管理できなくなったため、以前から管理をお願いしていた譲受人に贈与したいとのことです。

譲受人は、譲渡人から頼まれて以前から管理を行っていた農地のため、贈与を受けたいとのことです。

総会資料4ページの位置図及び5ページの現地写真を御覧ください。場所は、横田字竹井林です。現地を確認したところ、現地は保全管理されていました。

総会資料6ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。一部貸付地はありますが、譲受人は畑作農家で、所有する農地のうち水田については、農業経営基盤強化促進法による農地の利用集積に協力するため貸している農地でありますので、問題ありません。

農機具などについては、耕耘機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で400日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作面積が55アールであるため、50アール要件を満たしていません。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、切替一弥委員。

○11番（切替一弥君） 11番、切替です。7月30日午後4時過ぎに事務局の山田主査と現地のほう確認に行っただけです。現地のほうなのですが、位置図の現地の下の建物と同じ高さの位置で宅地と

隣接してしまっていて、周りの田んぼの面より90センチぐらい高く埋め立てられた状態で30年、40年続いているそうです。この土地では、その宅地を通らないと行けませんし、その宅地のほうも譲受人の所有ということなので、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。
議案第1号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。
よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。
次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。
山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号の整理番号3についてご説明いたします。
議案の2ページを御覧ください。本件は、令和3年7月20日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、市外在住の個人から売買により農地の所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、相続で取得したが、農業を行っていないため売却したいとのことです。

譲受人は、自宅から近く耕作上便利なため、譲渡人の申出により購入したいとのことです。

総会資料7ページの位置図及び8ページの現地写真を御覧ください。場所は、横田字北上堰です。
現地を確認したところ、現地は保全管理され、一部に栗の木が植えられていました。

総会資料9ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地がありますが、周辺農地が山林化し、進入路もなく耕作が不可能な土地であるため、問題ありません。

農機具等については、耕耘機、農用車を所有しているとのことです。なお、所有地については田を畑地として利用しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で180日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、非耕作地を除いた許可後の耕作面積が51アールとなるため、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、切替一弥委員。

○11番（切替一弥君） 11番、切替です。この案件は、7月30日4時15分頃に事務局の山田主査と現地確認に行っていました。現地は、田んぼとして保安全管理されており、耕作するには問題がない状態でした。また、許可後の営農計画等、事務局のほうからお話を聞いたのですが、特に問題はないようですので、許可することが妥当ではないかと思われまます。

以上です。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

1番、小倉委員。

○1番（小倉哲也君） 小倉です。この譲受人の経営状況ですけれども、田んぼが約2反歩、畑が4畝……3歩か、そうすると、この面積で農地を取得できるということが可能なのですか。

それと、もう一つ、農機具が耕耘機1台、農用車1台だけですけれども、作業として、先ほど切替委員からありましたけれども、経営内容としてどういう経営内容で進めていかれるのかをお聞きしたいのですが。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。ただいま小倉委員からご質問がありました件についてですが、まず、今回の面積についてですが、こちらの9ページの自作地の1,983平方メートルに、今回購入予定の3筆3,183平方メートルを合計しますと50アールを超える形となりますので、これで50アール要件を満たすという形になります。許可後の面積で50アール要件を満たすこととなります。

もう一点の、営農計画についてですが、こちらにつきましては、申請者に確認したところ、現地のほうに常緑芝、芝を植えまして、この現在植えてある栗の木については撤去予定という形になっています。芝につきましては、通常ですと利用許可が個人単位では難しいのですけれども、総合商社と販売契約を結び、ゴルフとか庭とか、そういった部分に使う事業に、総合商社の事業で使用するものとして契約のような形で、契約販売という形で卸す予定であるということです。

以上です。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 1番。

○1番（小倉哲也君） 総合商社という芝を売るという形なのですけれども、それはもう契約はされて

いるのですか。

それで、もう一つ。その芝の販売となると、ちょっと特殊なのですけれども、ゴルフ場ではほとんど、ほとんどが個人からの購入というのではないのです。そういった中でゴルフ場への販売というのは、なかなか難しいのではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。個人からゴルフ場に販売するという形ではなく、個人から商社のほうに卸しまして、その商社が行う各種事業に対して使用するという形になります。なので、この方が直接ゴルフ場に直接売るという形ではございません。

契約につきましては、まだ農地の取得などもしていないので、現在話は進めているところではあるが、契約の締結まではまだ至っていないということでした。

以上です。

○1番（小倉哲也君） そうすると、これは芝ですと、農業経営の中に芝というのは入っているのですか。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。農地法における農地の概念でいきますと、その中におきまして肥育管理を行っているところ。要は手間をかけて、労力などを投入して栽培などを行っているところという形になりまして、その際に、一般的に言うところの野菜とか果物とか水稲とかは限らずに、例えば木であっても、それが通常の植林とかではなくて、肥育管理を行う、肥料をやったりとか、手入れを行ったりとかの管理を日常的に継続的に行っていくって栽培を行うものであれば、それは農地として判断するということです。判例においては、キリの木を、要はタンスとか使う木ですね、について肥育管理を行っているため農地として認定されるという事例があったことを申し添えます。

以上です。

○1番（小倉哲也君） あと、要望ですけれども、ここの土地は栗の木があって、それを抜根して全面芝生にするということですが、ややもすると、その転用がかえって太陽光とか、そういったものの可能性もあるので、その辺は確認はきちんと事務局のほうでできますでしょうか。いわゆる芝を栽培をしているというのを確認してもらえればよろしいかと思うのですが。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。その部分につきましては、それこそ、今回8月から開始します農地の利用状況調査などを通して現地における農地の利用状況などを確認して、適切に利用されていない場合には、また改めて指導などを行ってまいりたいと思います。

以上です。

○1番（小倉哲也君） はい。ありがとうございます。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

切替委員。

○11番（切替一弥君） 昨日の夕方、ご本人さんと会う機会があったのでちょっとお話しさせていただいて、この土地に関しては、農地パトロールで毎年回っている対象の土地なので、荒らすことのないようにということを一言添えてあります。

以上です。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） とても良い指導だと思います。

ご苦労さまでした。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1ないし議案第2号の2については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

高橋君。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。議案第2号の整理番号1から2についてご説明いたします。

議案3ページを御覧ください。本件は、市外の法人が、市内、市外在住の個人から農地2筆を買取り、建売分譲住宅用地に転用しようとするものであり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、令和3年7月19日に申請書の提出がなされております。

総会資料10ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北側、約760メートルに位置し、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料11ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画については、土砂による造成後、8棟の戸建て住宅を総会資料11ページのとおり建築する計画となっております。

総会資料12ページの排水計画図を御覧ください。排水計画については、汚水雑排水は、合併浄化槽を設置し、新設道路内の側溝を通り、市道側溝へ排水します。また、雨水については、各宅地内に雨水抑制槽を設置の上、抑制し、汚水雑排水と同様に新設道路内の側溝を通り、市道側溝へ排水する計画となっております。

所要資金については、自己資金及び金融機関からの借入れにより賄う計画となっております。なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。また、小規模埋立事業許可申請が市の廃棄物対策課に提出されたことを確認しております。

総会資料13ページから18ページに建物平面図、建物立面図を添付しております。

また、総会資料19ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

中山運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（中山 明君） 15番、中山です。7月の30日運営委員全員、市の事務局と現地を確認しました。現地は、もう大分前からヨシがずっと生えていて、ちょうどその道路のところまでは、そこまでは宅地造成になっているのだけれども、そのところだけ、何か隣に1軒、家があって、そこは宅地造成されないでずっとヨシ山になっていたということがございます。

それで、現況は田んぼなのですが、1メートルぐらい、隅のほうから発生土を持ってきて埋めるということがございます。

委員の皆さん方は、これからだんだんきれいになっていくのではないかと、いいのではないかとということで、全員許可のほうへ意見がまとまりました。皆様方のご審議をよろしくお願いたします。

以上です。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第2号の1ないし議案第2号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1ないし議案第2号の2については、許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の3について、事務局の説明を求めます。

高橋君。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。議案第2号の整理番号3についてご説明いたします。

議案3ページを御覧ください。本件は、市外の法人が、市内在住の個人から農地1筆を買取り、資材置場への転用をしようとするものであり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。この案件は、令和3年7月6日第28回農業委員会総会にて審議していただいた農地法第5条の変更許可申請に関連がある案件で、この案件に係る意見書の進達後に君津農業事務所より新たに土地を取得することから、変更許可申請のほかこの地番に係る農地転用許可申請が必要と指導されたことから、今回の申請に至ったものです。

なお、本件については、令和3年7月22日に申請書の提出がなされております。

総会資料の20ページの位置図を御覧ください。申請地は、奈良輪小学校の北西側、約250メートルに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料21ページを御覧ください。土地利用計画については、前回の総会でご説明したものと同一であり、土砂等の搬入はなく、申請地を申請した後、LPガス輸送事業で使用する資材置場として利用する計画となっております。

なお、敷地拡張についてですが、当初では計画では入っていなかった〇〇〇〇番の〇を事業区域として組み入れる計画となっております。

排水計画については、雨水は自然浸透させ、汚水雑排水はないとのことです。

所要資金については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料22ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しました。

議案第2号の3につきましては、令和3年7月6日開催の第28回農業委員会総会、議案第3号の1、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請において、敷地の拡張について審議し、

許可相当といたしました案件です。本件は、許可相当とした敷地の拡張に伴う農地の取得のための申請になりますので、議案第2号の3における担当地区委員の意見及び報告は省略して質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については、許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の4について、事務局の説明を求めます。

高橋君。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。議案第2号の整理番号4について説明いたします。

議案4ページを御覧ください。本件は、市内の宗教法人が、市内在住の個人から農地3筆を取得し、約2,996平方メートルを樹木葬墓地として転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、令和3年7月19日に申請書の提出がなされております。

総会資料23ページの位置図を御覧ください。申請地は、幽谷分校の東側、約530メートルに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料24ページのとおりであり、墓地369区画を整理しようとするものです。埋立てについては、申請地が埋蔵文化財保存対象区域であることから、市教育委員会の指導により盛土保存する計画となっております。

排水については、汚水雑排水は発生せず、雨水については自然浸透する計画となっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

なお、この申請に係る一連の協議関係では墓地経営許可事前協議を市の環境管理課と進めていることを確認しております。

また、山砂の搬入に関して、小規模埋立事業許可申請を市の廃棄物対策課に提出したことを確認しております。

事務局からの説明は以上でございます。

総会資料25ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

- 会長職務代理者（注連野千佳代君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

中山運営委員会委員長。

- 運営委員会委員長（中山 明君） 15番、中山です。7月30日に運営委員会を行いまして、運営委員会では現地確認を委員全員と事務局で行きまして、現地の調査を2時40分から始めまして、午後3時半頃から審査会を行い、先ほどの事務局の説明と同様に説明を受けまして、運営委員から質疑がございましたけれども、主な質疑ですけれども、令和元年まで畑として耕作していたという回答がございましたが、次に、譲受人はこの農地を売買により取得するのかという質問がございましたが、寄附により取得するというところでございます。

また、初めて自分たちも樹木葬ということで行きましたのですけれども、最初は、自分も1区画に1本ずつ木を植えるのかなと思っていましたが、広いところに何本か木を植えるということでございました。それで、あと自分も初めてだったのですけれども、墓石というのがあって、30センチぐらいの石を、四角のやつを下に置いておいて、そこに名前を書いて、その近くに穴を掘って骨つぼではなくて、袋か何か入れて土に戻すという、そういうふうになっておりました。私も初めてで、最初は分からなかったのですけれども、自然に戻るということで、皆さんも、これはいいのではないかとみんな納得しておりました。

それと、この区画が今まで1,400ぐらい樹木葬の区画を作っているということで、まだこれからも作るかという質問がございましたけれども、今回369区画で、余り広げると管理が大変だということで、これで一応打ち切りということでございました。運営委員皆さんの採決の結果でございますが、皆さん、現地を見て、いいのではないかとということで許可すべきということになりましたので、皆様方のご審議をよろしくお願いたします。

以上です。

- 会長職務代理者（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

1番、小倉委員。

- 1番（小倉哲也君） 小倉ですけれども、樹木葬の土地という形で売買されると。売買というか、所有権移転されるということなのですか。この樹木葬の土地を、農地から変更ができるのですか。よく分からないのですけれども。いわゆる宗教法人が樹木葬のために農地を取得すると。
- 運営委員会委員長（中山 明君） 宗教法人に個人が寄附するということを言っていました。
- 1番（小倉哲也君） はい。そこで、いわゆる農地を樹木葬の墓地として活用ができるのですか。

- 会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局、高橋君。
- 事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。こちらの樹木葬への墓地転用許可なのですけれども、これは第2期目の農地転用となっております、こちら……
- 1番（小倉哲也君） ちょっとすみません、今何て言いました。
- 事務局（高橋敦也君） 第2期目の。
- 1番（小倉哲也君） 第2期目の。
- 事務局（高橋敦也君） はい。第1期については令和元年の12月24日に受付しまして、翌年の令和2年1月の総会で審議され、許可相当という判断をいただき、農業事務所のほうでも転用が許可された案件になります。この案件は令和2年の6月頃だと記憶しておりますけれども、完了報告がなされました。このように、農地から墓地への転用は実際に行われておりますので、その点は問題ないと聞いています。
- 1番（小倉哲也君） 問題はないということですね。
- 事務局（高橋敦也君） はい。
- 1番（小倉哲也君） はい、分かりました。
- 会長職務代理者（注連野千佳代君） よろしいでしょうか。
- 1番（小倉哲也君） はい。すみません。
- 会長職務代理者（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 会長職務代理者（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
- これより討論をお受けいたします。
- 討論はございませんか。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 会長職務代理者（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
- 採決をいたします。
- 議案第2号の4について、賛成の方は挙手願います。
- 〔賛成者挙手〕
- 会長職務代理者（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。
- よって、議案第2号の4については許可相当と決定いたします。
- 次に、議案第2号の5について、事務局の説明を求めます。
- 高橋君。
- 事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。議案第2号の整理番号5について、ご説明いたします。
- 議案4ページを御覧ください。本件は、市内在住の個人が、市内在住の土地所有者から農地2筆のうち168平方メートルを買取り、隣接する宅地の住宅用地として転用する案件であり、土地の所在、

権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、令和3年7月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料の26ページの位置図を御覧ください。申請地は、平岡小学校の南側、約600メートルに位置し、農業公共投資の入っていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料27ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画については、総会資料27ページのとおり、隣接する新築の住宅の庭として利用する計画となっております。

排水関係については、汚水雑排水は発生せず、雨水については自然浸透する計画となっております。

所要資金については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料28ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、時田善夫委員。

○14番（時田善夫君） 14番、時田です。8月3日に事務局の高橋副主査と2人で現地を確認いたしました。今、前建てた家を壊して新築していました。それで、この例の場所ですけれども、もう家を建てていると同じ高さで並んですぐ、だから、家のすぐ、家と並んでありました。それで、何か庭にするとかということ、その人は。もう、地目は田なのかも分かりませんが、もう田んぼするような状態では、母屋の敷地と平らで、並んですぐ前だから、庭とかそういうのしか、もう使えないかなと思いました。皆さんのご審議のほどよろしくお願ひします。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の5について、賛成の方は挙手願ひします。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の5については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の6ないし議案第2号の7については関連がありますので、一括して事務局の説

明を求めます。

高橋君。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。議案第2号の整理番号6ないし7についてご説明いたします。

議案5ページを御覧ください。本件は、市内の法人が、市内在住の土地所有者から農地4筆691平方メートルを所有権移転し、隣接する宅地、雑種地と合わせ1,076平方メートルを資材置場・駐車場として転用しようとする案件です。

なお、本件については、令和3年7月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料の29ページの位置図を御覧ください。申請地は、姉崎袖ヶ浦インターチェンジの南側、約950メートルに位置し、農業公共投資の入っていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料の30ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画については、砕石を敷いた上、総会資料30ページのとおり、資材を配置する計画となっております。

排水関係については、汚水雑排水は発生せず、雨水については自然浸透する計画となっております。所要資金については、自己資金にて賄う計画となっております。

総会資料31ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、時田善夫委員。

○14番（時田善夫君） 14番、時田です。8月の3日に事務局の高橋副主査と午後1時半から現地を確認いたしました。現地は、もう既に何十年も耕作されていないような状態で、ヨシが生えていて、それで場所的にも、もう田んぼとか耕地になるようなところではありませんでした。それで、あのままよりも、購入された方が資材置場とか駐車場にすれば、されたほうが有効的な活用となる気がいたしました。皆さんのご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

渡辺委員。

○12番（渡辺義一君） 12番、渡辺ですけれども、ちょっと聞きたいのですけれども、この農地ということなのですけれども、この30ページの利用計画平面図で見ると、手前も一緒に、太い枠の中が今回の場所ですよね。周り、その手前のこの細い周りも一緒にこれは計画に入っているのですか。ここは、では、農地ではないということですか。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局、高橋君。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。今回、この30ページの土地利用計画平面図なのですが、この囲った部分が農地となっております、今ご指摘があった手前の配管資材置場とか水路とかで書かれている部分等については、雑種地や宅地といった形で農地ではないです。

以上です。

○12番（渡辺義一君） はい。分かりました。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第2号の6ないし議案第2号の7について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の6ないし議案第2号の7については、許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 次に、議案第3号の1、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局の説明を求めます。

高橋君。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。議案第3号の整理番号1についてご説明いたします。

議案6ページを御覧ください。本件は、市外の法人が、市内在住の個人から農地1筆を賃貸借し、太陽光発電設備の設置に関する進入路用地として一時転用している案件であり、令和3年2月8日の農業委員会総会を経て、令和3年2月26日付で、令和3年7月31日までを転用許可期間として、農地法第5条の転用許可を受けた案件でございます。

今回は、転用許可期間を約5か月延長し、令和4年1月17日までに計画変更しようとするものです。

なお、本件については、令和3年7月9日に許可後の計画変更承認申請書の提出がなされております。

総会資料の32ページを御覧ください。申請地は、平岡公民館の北側、約450メートルに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料の33ページを御覧ください。計画変更に伴う工程ですが、令和3年7月31日までに終了す

る予定でしたが、これを約5か月延長し、令和4年1月17日までに終了する予定に計画変更しております。

計画変更する理由ですが、新型コロナウイルスの影響により太陽光パネルの設置に時間がかかり、パネルへの電力会社の接続工事が完了していないため、工程に遅れが生じ、工期の計画を変更するものです。

総会資料34ページに土地利用計画図、35ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しました。

議案第3号の1、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う工期の延長の申請ですので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略いたします。

これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 次に、議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてを議題といたします。

議案第4号につきましては、11名の地権者より農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の申請がありました。

議案第4号の1ないし議案第4号の11の議案については関連がありますので、一括して説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第4号、整理番号1から整理番号11の農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてご説明いたします。

内容の説明に入ります前に制度についてご説明させていただきますので、本日配付させていただきました資料、議案第4号資料「県農地転用事務指針」より抜粋を御覧ください。

農地法の規定に基づく許可を要しないと認められる土地については、現況確認書を添付し、地目変更の登記手続が行えることとなっております。

その対象地としては、こちらの資料にも入っていますが、（１）、天災地変によって農地性を失った土地で、原状に復することが困難と認められるもの。（２）、法第4条第1項各号（第1号及び第7号を除く）の規定により転用制限の例外とされているもの。（３）、市民農園整備促進法第11条第2項及び第3項の規定により転用制限の例外とされているもの。そして、（４）、既に現況が農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白なものうち、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、法第51条の規定による処分や関係行政機関からの勧告を受けていないもの。注としまして「既に現況が農地または採草放牧地以外の土地になっているものが明白なもの」とは、建物敷地、植林用地などのように利用形態が明確なものをいい、長期間耕作せずに放置された土地で単に雑草、灌木などが自生している状態のものは該当しないとなっております。この4項目のいずれかに該当する農地について現況確認書を取得するための証明願であります。

なお、総会での審査後は、農業委員会の意見を付して君津農業事務所に進達し、県の現地確認を経て最終的な判断が行われることとなります。

議案の7ページから11ページを御覧ください。今回の11件の申請は、全て（４）、既に農地以外の土地になっていることが明白なものうち、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による違反の処分を受けていないものとして、現況の確認書を取得するとの証明願であります。

総会資料の36ページから46ページを御覧ください。証明願の写しを添付しております。今回の申請地は、一部は平成18年から平成21年、一部は平成28年から令和2年にかけて一時転用による農地造成が行われた農地であります。なお、平成28年から令和2年にかけて農地造成が行われた農地については、令和2年6月22日付で農地復元報告書の提出があり、令和2年6月30日に運営委員による現地確認が行われ、農地復元の完了を確認しております。

申請箇所は、市内久保田地区及び代宿地区の存する農地計23筆、登記面積計2万897平方メートル。それぞれの農地の位置については、別添のA2サイズの図面、議案第4号位置図を御覧ください。

こちらに地番などの表示が四角く囲って「1—1」などと明記されているところが、これが議案整理番号と対応する形となっております。

申請理由としては、長年耕作不能な農地であったため、残土埋立てを目的として申請を行ったが、農地法の規定に基づく許可を要しない土地として現況確認書による証明を受けたいとのことです。

総会資料47ページから48ページに、今回申請のあった農地、それにその周辺の農地造成をしたところの部分の写真を添付しております。現地を確認したところ、申請があったところにつきましては、草が伸びている状態でありました。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、栗原委員。

○3番（栗原寛光君） 3番、栗原です。農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明についてということで、7月26日13時半より山田主査と再調査いたしました。その結果、樹木はなし、1メートル前後の雑草が生えているということで、非農地の判断としている、明らかに山林、または原野化している森林の様相を呈しているか、また農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難だという2点について、これは該当しないということで、これは農地だというふうに判断しました。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。質疑はございませんか。

関委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。許可を要しない土地の証明願って初めてこういう案件が出てきたのですが、許可を要しないと、もしこれが通った場合、この土地は自由に農地ではないので、例えば何でも使えと。地目変更できるということになるわけですね。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局、お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。こちらの農地法の規定に基づく許可を要しない農地の地目変更に係る証明につきましては、法務局において農地の地目変更を行う際に、転用の許可の許可書などと同じように、これがないと、許可が下りているか確認できないものという形になります。これがない場合には、今、皆様方にご協力いただいておりますような地目変更の申請があった際の現地確認による農業委員会の意見照会を経て、それに対する、そちらからの意見回答を得た上で、また、その登記官が判断するというものになりますので、許可書の、転用の許可書に類似したものだと思っていただければ、近いかとは思いますが。

○8番（関 巖君） 要するに転用は可能だという。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 続けて、どうぞ。

○事務局（山田尚史君） 転用が必要ではないことを認めたという書類になります。

転用が不要な土地ですという判断された土地であるというのですが、転用ができるかということ、制度上としましてはちょっと違うのですけれども、体系的な形としましては、同じように、農地を農地以外にすることができるという結果としては同様でございます。

○8番（関 巖君） よく分からないけれども、要するに農地だけれども、農地以外のものにできる

と、端的に言えば。

○事務局（山田尚史君） はい。

○8番（関 巖君） そういうこと。

○15番（中山 明君） すみません、15番、中山です。これを前に運営委員会で見ています。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 栗原委員。

○3番（栗原寛光君） 3番、栗原です。この地域は、2工区に分かれていまして、まず、今回出ている申請地については、平成18年から22年ぐらいの間に埋立てを行ったところ。皆さんが見ていただいたところは、平成……つい最近。

○事務局（山田尚史君） 令和2年……平成28年から。

○3番（栗原寛光君） 平成28年から、今、令和2年まで埋め立てたところで、今回の対象は前段の平成18年から22年の間に埋立てたところの地目変更ということで上がってきています。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局、お願いします。

○事務局（山田尚史君） 補足いたします。今回の土地につきましては、一部が令和2年に完了した農地造成で、一部が平成21年に完了して農地造成を行っていまして、全部でのうち平成18年に農地造成を行ったところが7筆で、残りの筆につきましては平成28年から令和2年までの農地造成を行ったところという形になりますので、ちょっと両方が混じっているという形ですね。

以上です。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 中山委員、ありますか。

○15番（中山 明君） はい。前に、多分これは栗の木か何か植えてあったのではないかなと思うのだけれども。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） そのように書いてあります、写真のところに。

○15番（中山 明君） それで、もし今度宅地とか何で許可が下りたら宅地になってしまうことになるのか。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。恐らく、この証明手続で仮に認められた場合なのですが、最終的には現況確認書というものが申請者に送られ、結果が非農地ということであったなら、それをもって、恐らく、不正確な部分もあるのですが、地目変更と同じような形で、法務局で地目変更する際に認められる要素の一つになるのではないかと思います。

以上です。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 中山委員。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。あの土地の埋め立ては、多分1メートル、2メートルではないと思うのです。もし、宅地か何かした場合に、5メートル、6メートルも埋めたところなんか、もっと下のほうなんか、もっと埋めてあるのではないかなと思って。宅地なんかになるのかなと、大丈

夫かなと。

- 会長職務代理者（注連野千佳代君） 熱海で事件がありましたね。
- 15番（中山 明君） その建売か何かをやってしまった場合、建てたほうも分からない。造成してしまえば分からないのだから。それでも大丈夫かなと。それをちょっと心配なところで、もし地目変更で宅地か何かになった場合に埋立てた量が。
- 3番（栗原寛光君） 25メートル埋めていますね。
- 15番（中山 明君） 25メートルも。大変埋めてある。
- 3番（栗原寛光君） ええ。
- 15番（中山 明君） みんな残土ではないかと。大丈夫かなと思って、もし万が一・・・。
- 会長職務代理者（注連野千佳代君） 関委員。
- 8番（関 巖君） かなり広い面積で、ちょっと現地を見ようと思ったら、この地図だけだったら場所が分からないかと。ほかの資料、総会資料をいつも、場所はすぐ分かるのだけれども。分からなくて、現地の写真見たけれども、〇月の総会ときに〇〇〇で谷津田を埋めて、やはり高く埋めて、栗を植栽したけれども、食害があつて、うまくいかないから植林して山林にしてという申請があつて、そのときは不許可になったのですよね。この案件は、実質的にはほとんど同じ案件だと思うのですけれども、この許可を要しない土地の証明という形で出てきたら、それが通つて、〇月の〇〇〇の件は通らないというのは、何か不公平みたいな感じが受けるのですけれども。
- 会長職務代理者（注連野千佳代君） 栗原委員。
- 3番（栗原寛光君） 私の説明が誤解されているかも知れないですけれども、これは農地として認めざるを得ない。要するにもう木とか、そういうのが生えていて、もう農地として認められないよということではなく、農地なのだという私は説明をしたと思うのです。
- 8番（関 巖君） では、この証明は認められないということ。
- 3番（栗原寛光君） はい。
- 8番（関 巖君） はい、分かりました。
- 会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局、お願いいたします。
- 事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。要は、今回提出させていただいておりますこの証明願の一番下のところに、最終的な、県、先ほど出ましたように、最終的には県の判断が関わってくるのですけれども、こここのところで栗原委員が農地のほうに丸がつくのではないかとということでおっしゃったのでという形になります。
- 8番（関 巖君） なるほど。
- 会長職務代理者（注連野千佳代君） 栗原委員。
- 3番（栗原寛光君） ちょっとこの内容で追加させていただきますけれども、地目変更の可否、これが一度法務局に紹介がありまして、1月18日に齊藤主幹、それから鈴木副主査、そして、私で、3人

で確認して、これは地目変更は認められないという回答をした内容が、さらに申請が上がってきたような状況です。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 渡辺委員。

○12番（渡辺義一君） 12番、渡辺です。これは、この土地自体は、最終的な申請目的みたいなのは何か出ているのですか。こうしたいなんか。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。現在のところ、最終的な利用目的などについての相談は来ておりません。あくまでも今回の証明は、普通、転用とかですと、利用目的、何というのを明記した上での審査となるのですけれども、今回はそういった転用の許可を要しない土地であるという、要は農地、非農地であるという判断をしてくださいという証明願になっていますので、その明確な利用目的というものは入っておりません。

○12番（渡辺義一君） では、何に使うか分からない土地だね。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 渡邊委員。

○9番（渡邊美代子君） 9番、渡邊です。これは運営委員会で見に行ったときに、向こうの会社の方が、栗を植えます。「管理は、皆さんができないので、こちらでします」と言った割には、何か全然管理というものがしてあったのか、してなかったのか。そういうところというのは、どうなのですか。ただ植えた場所だったら管理でないですよ。

○15番（中山 明君） あのと看、管理するって言って、草刈りやると言っていた。

○9番（渡邊美代子君） 草刈りやると言っていました。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局、いかがでしょうか。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。会社の状況につきましては、会社の法人の情報となってしまうため、ちょっと明確なお話等することができませんが、現在、現地確認をした限りにおいては、継続的な管理が行われている形跡はちょっと見受けられませんでした。

以上です。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） この案件は、非常に、資料が送られてきたときから、これは何なのだろうと思っていたのですが、やはりなかなか判断難しいというか、どうしたらいいものか。

関委員。

○8番（関 巖君） 担当委員が農地であると判断して、この許可を要しないという許可願は却下するというのであれば、それはそれでいいのですけれども。もし非農地としてやるのであれば、もう一度運営委員会で見て、それできちっと慎重審議をして、要するに継続審議にしておいて、次回にかけると。私は、個人的には今の説明を聞くと、農地のままで、もうここで却下、その申請を認めないということであれば、それはそれでいいのですけれども、非農地にするのであれば、運営委員会案件

で継続審議でお願いしたいなと思います。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 切替委員。

○11番（切替一弥君） すみません、11番、切替です。この案件を、この会議で、農地、非農地を判断するだけなのか、それとも、この証明自体を却下するものなのか、それによってちょっと話が違ってくると思うのです。この書類を見ますと、結局袖ヶ浦市は、この農地、非農地の判断だけを求められているので、この証明を受けようとする理由とかのところに「20メートル以上も盛土されたことから」とか書いてあるのですが、これって過去に一時転用の段階で申請者が申請したと思うのです。だから、それが今回の理由には当たらないので、この申請書自体、おかしなものではないかなと私は思う。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） この証明を受けようとする理由のところがちょっとつじつまが合わないですね。

○11番（切替一弥君） ええ。だから、このつじつま合わないところに農業委員会として、その下に農地、非農地、どちらかにして送付するという事は、この理由を認めたことにならないかなと思うのですが、その辺いかがでしょう。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。ただいま切替委員からご指摘がありました件について、なかなか申請のないものなので、今回の申請書の案が出てきた段階において、君津農業事務所のほうに、このような形で認定することは可能であるかということで相談をしたのですが、その際の回答では、申請書はそろっているのですが、申請そのものは可能であるが、内容については、その内容を審査してという形になるということでしたので。

また、地目に係る手続きにつきましては、本日の資料、A4の資料のほうの真ん中辺り、証明手続のところにあります。農業委員会は提出を受けた後、実情を調査し、意見を付して県に送付すると。

なお、相当しないと、送付に相当しないと認めたものについては、取下げ指導等しても差し支えないという形になっております。

ただし、これはあくまでも指導でございますので、取下げるかどうかは、申請者次第という形になってしまいます。

以上です。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 時間も1時間以上経過しておりますので、ここで一旦暫時休憩といたします。

3時25分から再開いたします。

休 憩

再 開

○会長職務代理者（注連野千佳代君） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

閑委員。

○8番（関 巖君） では、意見で。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 意見で。

○8番（関 巖君） はい。先ほどちょっと言ったように、これは大きな案件で、前に運営委員会でも見ている案件ですので、継続審議にして、次回までに運営委員会できちっと見て、それに基づいて次回決定するというので、継続審議を提案します。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） ほかの委員の方々、関委員の意見については、いかがでしょうか。

〔「異議なし、賛成です」と言う人あり〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） ここで、一応、では採決。今の関委員の提案について採決、一回していいですか。

関委員の提案で運営委員会案件として、この案件の採決というのは次回まで持ち越すということではいかがでしょうかということで、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 賛成全員ですので、この案件については次回に結論は持ち越しということで、その間に運営委員会のほうで、もう一度審議していただくということで、よろしくお願いたします。

◎議案第5号 令和3年度第5次農用地利用集積計画（案）の承認について

○会長職務代理者（注連野千佳代君） では、続きます。議案第5号 令和3年度第5次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第5号の令和3年度第5次農用地利用集積計画（案）についてご説明いたします。

議案第5号を御覧ください。この集積計画については、農地法第3条第1項第7号に該当し、農地法の規定による許可申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、議案第5号、16ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が9件で、うち4件が農地中間管理機構によるものとなっております。利用権設定を受ける方の面積は、合計で535.0473アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから15ページに記載のとおりとなっております。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第5号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、協議報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する事務局説明についてです。農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の申請の提出があったので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理したので、ご報告いたします。なお、専決処理期間は、令和3年6月1日から6月30日までで1件でございます。

次に、協議報告第2号でございます。こちらのほう、2号のほうは、13ページから14ページを御覧ください。農地転用第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理したので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和3年6月1日から6月30日まで、7件でございます。

次に、協議報告第3号について報告いたします。農地法第18条第6項の規定による解約の通知がありましたので、報告いたします。専決処理期間は、令和3年6月1日から6月30日までで1件でございます。

報告は以上でございます。

◎その他

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

関委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。事務局に2点お願いしたいのですが、1点目は5月の総会で○
○の○○○○○の近く、谷津田をやっぱり20メートルから30メートルぐらい埋め立てて、○○○○が
84棟の長屋住宅を建てるという件、承認したと思うのですけれども、実際工事が始まりまして、地元
で家が建つのだなという話が出てきて、それで地元の何人かから、あそこ、農業委員会で何で許可を
したのだというようなことを私も聞かれたことがあって、特に埋立ての経緯が5月の例会のときに、
事務局からは経緯が分からないという話で進んだと思うのですが、地元の地権者や何人かは農地転用
を出してあるのだと。それで、それよりも盛土が高かったりして、そのとき問題になったことがある
のだというような話が出てきました。それで、ちょっと5月の総会のときに経緯が分からないという
ことなのですが、そういう地元の人から事情を聞くなり、前の書類を見るなりして、そのときの経緯
を次回の総会でいいのですけれども、調べていただければと、ご面倒ですけれども、お願いします。
熱海の件があって、その近隣の地権者も、ちょっとあれ問題ではないかというような話も出ておりま
す。それが1点。

もう一点は、もう前々から問題になっていた、○○○○○○○なののですが、工事が中断していた
のですけれども、最近あそこに車を止めるようになってきました。変更届出を出すようにという指導
を何回かしているのですが、そういう変更届等は出てきているのかどうかという2点、お願いします。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局、いかがですか。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。まず、○○○○○○○の件なのですけれども、今年1月に
事業者と、あと関係課を集めまして、今後の指導の方向性について協議しまして、それで最終的には
農地転用の許可の変更申請を出させるという形で結論が出ました。それで、今、関係各課の、例えば
埋立てに関してだとか、あるいは水路に関してだとか、そうした申請等を今現在進行中でして、まだ
変更申請自体は出てはいないのですけれども、もちろん、○○○○○○○前を通ることがありますので、
車が止まっていることを何度か確認しております。そして、そのたびに代理人通じてにはなるのです
けれども、まだ変更許可を出しておりませんので、車は止めてはいけないし、土地、農地として利用
してはいけないという形で指導のほうしております。また、その埋立てに関しても、市の条例の
まだ許可等行っていないので、その埋立ての部局からも、指導等を行っている形になっています。

以上です。

○8番（関 巖君） ○○○○○○、分かりました。今後よろしくをお願いします。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） では、あそこの埋立ての件は大丈夫でしょうか。

○事務局（高橋敦也君） 今日のご意見いただきましたので、調査してご連絡という形になろうかと思
いますので、よろしく願いいたします。

- 8番（関 巖君） 地元の人が何人かちょっと心配しているので。
- 15番（中山 明君） 15番、中山です。関委員、それは、意見は地元のその土地を持っている、昔、持っていた人がとか、そういう話があったのですか。
- 8番（関 巖君） そういう人もいるし、それ以外の人も。工事が始まってみて分かったということです。では、よろしくお願いします。
- 会長職務代理者（注連野千佳代君） ほかに何か委員の方、ございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 会長職務代理者（注連野千佳代君） 事務局からは何かありますか。
〔「特に」と言う人あり〕
- 会長職務代理者（注連野千佳代君） ありません。
〔「はい」と言う人あり〕
- 会長職務代理者（注連野千佳代君） それでは、本日の日程は全て終了しました。

◎閉 会

- 会長職務代理者（注連野千佳代君） これをもちまして、第29回農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

午後3時48分 閉会